

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程



社会福祉
法人

大紀町社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大紀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、本会の理事、監事、評議員、その他の委員、その他の構成員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、別表1に定める額とし、本会会長及び副会長には月額支給し、その他の役員等は執務日数に応じその時々支給する。

2 前項のうち本会会長について、在任期間が1月に満たない場合は、在任期間に応じ支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議に出席し、もしくは会務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、職員に支給する旅費の例による。ただし、日当は2,500円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年2月14日から施行する。

平成18年8月25日から改正する。

平成23年4月1日から改正する。

平成25年4月1日から改正する。

平成29年4月1日から改正する。

令和3年7月1日から改正する。

別表 1

役職名	報酬額		摘要
	月額	60,000円	
会長	月額	60,000円	
副会長	月額	20,000円	但し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長報酬額とする
理事	日額	2,500円	
監事	日額	2,500円	
評議員	日額	2,500円	
その他の委員	日額	2,500円	
その他の構成員	日額	2,500円	